

- (2) 3に掲げる提出書類及び4に掲げる持参書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び申請直前2箇年の営業年度における工事実績がない業種については申請を受け付けない。
- 6 競争入札参加資格の有効期間
今回の申請に係る競争入札参加資格の有効期間は、平成17年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。
- 7 その他
入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目について申請を行う者は、知事が別に定める「平成17・18年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請要領」に基づき別途申請すること。
- 8 問い合わせ先
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 (内線) 6020、6021

熊本県公告第200号

平成17年度及び平成18年度熊本県工事入札参加者資格審査における格付(以下「格付」という。)に係る技術事項等評価項目の申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の対象者
平成16年度に「平成17・18年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書(以下「入札参加者資格審査申請書」という。)を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事のいずれかを希望した者のうち次のいずれかに該当するもの
- (1) 申請日現在において、財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査機関が発行するISO9000シリーズ又はISO14000シリーズの認証を有する者
- (2) 平成13年9月から平成16年12月までの間に、熊本県が発注する工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が適用される業者で、平成16年6月1日現在において法定雇用率を達成しているもの又は法定雇用率が適用されない業者で、平成16年6月1日現在において障害者を1人以上雇用しているもの
- (4) 申請日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度を共に就業規則等で定めている者
- (5) 平成15年1月から平成15年12月まで及び平成16年1月から平成16年12月までの間の両期間それぞれにボランティア活動の実績がある者
- 2 申請の受付
- (1) 申請の方法
原則として、申請は簡易書留による郵送により行うものとする。ただし、平成17・18年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領2の(2)イに基づき、入札参加者資格審査申請を行う者にとっては、当該申請と同時に持参により申請することができる。
- (2) 申請の期間
平成16年12月1日(水曜)から平成17年1月28日(金曜)まで(必着)
- (3) 申請書の送付先
〒862-8570
熊本県土木部監理課建設業係
- 3 提出書類及び提出部数
- (1) 平成17・18年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書(以下「技術事項等申請書」という。) 2部
- (2) 技術事項等評価申請書裏面の「申請に当たっての留意事項」に基づく添付書類 1部
- (3) 入札参加者資格審査申請書の副本(受付印のあるものに限る)の写し 1部
- (4) 返信用封筒(80円切手貼付のもの) 1通
(提出された書類については、不備がないものについて受付をし(1)の技術事項等申請書を1部返送する。)
- 5 問い合わせ先
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 (内線) 6020、6021

熊本県公告第201号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成16年2月27日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規